

蜂駆除用防護服貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、蜂を安全に駆除するための駆除用防護服（以下「防護服」という。）を貸出し、町民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 防護服の貸出対象者は、町内に土地、建物を所有している、または、土地、建物を使用している者で、営利を目的とせず自ら蜂の巣を駆除する者とする。

(貸出手続き)

第3条 防護服の貸出しを受けようとする者（以下、「借受人」という。）は、事前に蜂駆除用防護服借用届を森町役場住民生活課に提出し、住民生活課職員の確認を受けなければならない。

(貸出期間)

第4条 原則として、防護服の貸出期間は、貸出した日の翌日から起算して、森町役場の閉庁日を除く5日以内とする。ただし、住民生活課長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出費用)

第5条 防護服の貸出料は、無料とする。

(借受人の義務)

第6条 借受人は、蜂駆除用防護服借用届にある誓約事項を守らなければならない。

(防護服の返却)

第7条 借受人は、貸出期間が満了した場合又は使用終了した場合は、直ちに防護服を返却しなければならない。また、返却の際には住民生活課職員の確認を受けなければならない。

(経費)

第8条 蜂等の駆除に要する経費の全ては、借受人の負担とする。